

DMM 株ポイント利用規約

株式会社 DMM.com 証券

(目的)

第1条 この「DMM 株ポイント利用規約(以下、「本規約」といいます。)」の有価証券取引(DMM株のことを指し、以下、「本取引サービス」といいます。)上で運営するポイントサービス(以下、「本ポイント」といいます。)に関する利用について定めることを目的とします。

(定義)

第2条 本ポイントにおいて用いられる用語については、次の各号の通りに定義します。

- (1) 「本ポイント」とは、当社が提供する本取引サービスにおいて、利用者に対して加算するポイントのことをいいます。
- (2) 「本ポイント利用者」とは、本取引サービスに取引口座を有し、本規約を承認する者をいいます。

(本ポイントの発行)

第3条 当社は、本ポイント利用者に対して、当社所定の方法により、本ポイントの発行ができるものとします。ただし、本ポイントの最低単位及び、最高加算単位は、当社所定の単位とします。

- 2 本ポイント利用者が保有できる本ポイントの総額は、当社所定の単位とします。
- 3 第1項の発行があったときは、当社は、本取引サービス上に記入されることをもって発行するものとします。ただし、次の場合、当社は発行の取消しができるものとします。
 - (1) 第1項に定める最高加算単位の範囲外であった場合
 - (2) 第2項に定める保有限度を超えるポイントの発行があった場合
 - (3) 本ポイントの獲得において、「約款・規定集」に定める事項に違反があったと当社が判断した場合

(本ポイントの使用)

第4条 本ポイント利用者は、発行された本ポイントを、以下の目的において使用することができます。

- (1) 現金への交換
 - (2) 当社が別途定めるサービス等への利用
- 2 前項各号の基準及び方法を、本取引サービスの Web サイトにおいて公表する方法により告知するものとします。

3 本ポイント利用者が前項の目的で本ポイントを使用する場合、当社所定の方法及び当社所定の単位にて、手続きを行うこととします。ただし、次の場合は、本ポイントの使用はできないものとします。

- (1) 本ポイント利用者が当社所定の方法で手続きを行わなかった場合
- (2) 当社所定の単位に達していなかった場合
- (3) 第1項各号に定めるサービス等の提供が中断又は停止、若しくは終了している場合

4 第1項第1号で本ポイントを使用した場合、本取引サービスの取引口座へ入金処理するものとします。

5 本ポイント利用者は、本ポイントの使用手続きを完了した場合、当社が特別に許可した場合を除き、当社は「本ポイント」使用の取り消しは行わないものとします。

(本ポイントの有効期限)

第5条 当社は、「本ポイント」の有効期限を定めることができるものとし、有効期限までに使用されなかった本ポイントは、失効するものとします。

2 有効期限は、本取引サービスの Web サイトにおいて公表する方法により告知するものとします。

(ポイントの失効)

第6条 本ポイント利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本ポイントにかかる権利は失効するものとします。

- (1) 本取引サービスの利用停止又は解約があった場合
- (2) 「約款・規定集」、本ポイント利用規約、その他関連法令諸規則等に違反した場合
- (3) 本サービスに相続が発生した場合
- (4) 当社が、本ポイントサービスの提供を中止し、第7条に定める手続きにより公表してから14日を過ぎた日
- (5) 本ポイントを他の者に譲渡、質入れ、その他処分をした場合

(本規約の改訂)

第7条 本規約の改訂を行う場合、当社は、あらかじめ当社が認める方法により本ポイント利用者に通知又は公表し、新利用規約は当該通知又は公表内容に指定されたときをもって、その効力を生ずるものとします。

(公租公課その他の費用)

第8条 本ポイント利用者は、本ポイントに係る次の費用を負担することとします。

- (1) 本ポイントに係る公租公課等
- (2) 第4条第1項第2号に係る費用のうち、当社が定めるもの

(解釈の疑義)

第9条 本利用規約に定めのない事項については、本取引サービスの契約締結前交付書面及び、約款・規定集に従うほか、双方誠意をもって協議し円満解決を図るものとします。

以上

平成30年3月5日 制定